令和8年度 保育所等利用案内

目次

- 1. 保育施設について
- 2. 各施設の申込・利用にあたって
- 3. 保育所等への申込みから入所まで
- 4. 保育所等の入所申込みに必要な書類について
- 5. 入所について
- 6. 保育料(利用者負担額) について
- 7. 村内施設



令和8年4月利用申請の受付期間は

令和7年 | |月4日(火)から | |月28日(金)までです。

問合せ先

清川村役場 子育て健康福祉課 子育て支援係

2 0 4 6 − 2 8 8 − 3 8 6 I

〒243-0195 清川村煤ヶ谷2216番地

1. 保育施設について

この利用案内に基づき入所申込みができる村内の保育施設(以下「保育所等」と表記します。)は、以下の区分別に設置され、いずれも保護者が仕事や病気などにより、家庭で子どもの保育ができない場合、児童福祉の観点から保護者に代わって保育する認可施設です。

申込者が多数となった場合は、優先順位をつけて選考を行うため、希望する施設に入所できないこともあります。

(1) 保育所

生後6ヵ月から就学前までの子どもの教育・保育を実施する施設です。

(2) 小規模保育施設

生後6ヵ月から2歳児(満3歳になった年度の末日)までの子どもを保育する施設です。

令和8年度のクラス年齢は次のとおりです。

クラス (実施年齢)	生年月日
0 歳児	令和7年(2025年)4月2日~(0歳児の保育実施年齢は施設により異なります)
1歳児	令和6年(2024年)4月2日~令和7年(2025年)4月1日
2 歳児	令和5年(2023年)4月2日~令和6年(2024年)4月1日
3 歳児	令和4年(2022年)4月2日~令和5年(2023年)4月1日
4 歳児	令和3年(2021年)4月2日~令和4年(2022年)4月1日
5 歳児	令和2年(2020年)4月2日~令和3年(2021年)4月1日

利用申請・締切日について

利用開始月	申請開始日	申請締切日
令和8年 5月	令和8年 3月11日(水)	令和8年 4月10日(金)
令和8年 6月	令和8年 4月13日(月)	令和8年 5月8日(金)
令和8年 7月	令和8年 5月11日(月)	令和8年 6月10日(水)
令和8年 8月	令和8年 6月11日(木)	令和8年 7月10日(金)
令和8年 9月	令和8年 7月13日(月)	令和8年 8月10日(月)
令和8年 10月	令和8年 8月12日(水)	令和8年 9月10日(木)
令和8年 11月	令和8年 9月11日(金)	令和8年 10月9日(金)
令和8年 12月	令和8年 10月13日(火)	令和8年 11月10日(火)
令和9年 1月	令和8年 11月11日(水)	令和8年 12月10日 (木)
令和9年 2月	令和8年 12月11日(金)	令和9年 1月8日(金)
令和9年 3月	令和9年 1月11日(月)	令和9年 2月10日(水)

2. 各施設の申込・利用にあたって

- (1) 保育所等(認可保育施設)
- 〈要 件〉清川村の保育所等に申込・入所できる子どもは、村内在住者(村内に転入予定を含む)、または保護者が村内在勤者とし、次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。(村外の保育所等について、自治体により取扱いが異なりますので、利用を希望する施設を所管する自治体に御確認ください。)

〈申込先〉清川村役場 子育て健康福祉課 子育て支援係

※ 申込先は保護者が住民登録をしている市町村になります。

★保育を必要とする事由 (認定事由)

●原則 ○状況に応じて

No.		保育を必要とする事由	保育必要量の認定区分	
INO.	休日と必安にする事山		標準時間	短時間
1	就労	月64時間以上かつ週4日以上働いていること	•	•
2	妊娠・出産	出産予定日前8週(多胎妊娠は、14週)を含む月の初日から、出産日の翌日を起算日として、産後8週が経過する日を含む月の末日まで	•	0
3	疾病・障害 家庭での保育が困難な病気、ケガ又は精神、身体に障害があること		0	•
4	介護・看護 同居の親族を常時介護又は看護していること		•	•
5	災害復旧 震災や火災等が発生し、その復旧にあたっていること		•	0
6	求職活動 継続的に求職活動を行っていること(期間は最大 2 か月)		_	•
7	就学 学校や職業訓練校等に通っていること		•	•
8	虐待やDVのおそれ 虐待やDVのおそれがあること(期間は保護を要する期間)		•	0
9	育児休業中の在園児継続利用	育児休業取得時に、現に保育園等を利用しており、継続利用が必要 であること	_	•
10	その他	その他村長が必要と認める場合	0	0

- (2) 教育施設 認定こども園(教育部分)・幼稚園
- 〈要 件〉保育の必要な事由によらず、どなたでも申込・利用できます。(幼児教育・保育の無償化による預かり保育料の給付を受けるためには、「保育を必要とする事由」が必要です。)

〈申込先〉各施設

(3) 認可外保育施設

〈要 件〉各施設による

〈申込先〉各施設



3. 保育所等への申込みから入所まで



希望施設の事前見学

希望する施設に直接連絡し、必ず入所希望の子どもと一緒に見学してから申込みしてください。保育方針のほか、送り迎えの可否、延長保育時間、保育料以外の実費徴収額等を確認してください。また、食物アレルギーや健康について不安な点等がありましたら、見学の際に相談してください。



教育・保育給付認定申請・保育所等入所申込み

〈窓口受付〉提出場所 清川村役場 子育て健康福祉課 子育て支援係 (清川村保健福祉センターやまびこ館内)

- 4月を除く入所希望月の前月 10 日までに、申込書等を清川村子育て健康福祉課へ提出してください。(10 日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の開庁日まで)
 - ・不足書類や記入漏れ等があると受理できません。
 - ・受付期間を確認し、余裕をもって申込みください。
- ●令和8年4月入所の受付日程

受付期間(土曜日、日曜日、祝日は除く)

令和7年11月 4日(火)~令和7年11月28日(金)まで



利用調整

○提出された書類に基づき、保育の必要性を点数化し、申込みや希望施設の状況等を勘案して利用調整(選考)をします。



結果通知

- ○利用調整の結果の通知を郵送で送付します。
 - ・通知郵送時期(予定)・・・4月入所 令和8年2月上旬

5月以降の申込 入所希望月の前月下旬

○入所人数が施設の受け入れ限度に達し、保留となった場合は、翌月以降も利用調整の対象となり、内定した時点で通知をします。 引き続き保留となった場合の通知はありません。 申込書の有効期限は、原則として希望する入所月の属する年度末(3月末)までです。



入所(施設利用開始)

- ○ならし保育があります。入所後およそ1、2週間は、子どもを新たな環境に慣らせる期間 として、通常より短い保育時間となります。ならし保育の期間は個々に異なり、状況によっ ては2週間以上かかる場合もあります。
- ※ 入所は毎月1日付けです。月途中での入所はできません。
- ※ 提出・認定後に認定区分や保護者の状況等が変更になった場合は、変更申請の手続きが 必要となります。

4. 保育所等の入所申込みに必要な書類について

★申込みに必要な書類

No.	必要な書類	注意事項	
1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定 申請書	両面すべて記入してください。	
2	保育所等利用申込書	両面すべて記入してください。	
3	保育所等利用申込みに関する確認書	きょうだいで同時に申込みをする場合は、1部のみ 提出してください。	
4	健康調査書	食物アレルギーがある方は、食物アレルギー調査票 も合わせて記入ください。	
5	保育を必要とする要件確認書類	必要に応じた添付書類等を提出してください。	

[※] 提出した書類は返却できませんので、ご自身で必要に応じて写しをとり、保管してください。

★保育を必要とする要件確認書類 ※ 保護者それぞれの書類が必要です。

保育を必要とする事由	必要な書類
就労/ 育児休業(入所後復職予定)	 ○就労証明書(指定様式)※証明日から3か月を過ぎて提出されたものは無効です。 ・就労先で証明を受けるものです。雇用主が必ず記入してください。 ・自営業の方は、経営者が証明してください。 ・勤務先が複数ある場合は、それぞれの就労証明書が必要です。 ○変則勤務の方は、就労証明書とシフト表の写し(1か月分) ○自営業の方は、就労証明書と開業届又は確定申告書の写し ○育児休業から復職予定の方は、就労証明書と「育児休業取得証明書」
求職活動(内定)	○就労先が内定している方は、 就労証明書と「保育所入所に関する申立書 」 ○上記以外の方は、「 保育所入所に関する申立書 」
妊娠・出産	○ 母子健康手帳の写し 表紙と分娩(出産)予定日が確認できる部分の写し
疾病・負傷(障害を含む)	○ 診断書 又は 障害者手帳等の写し等 ※ 保育ができない状態である旨及びその期間が記載されたもの ○「 申立書(疾病・負傷) 」
介護・看護	○ 診断書 又は介護を受けている方の 障害者手帳等の写し等 ※ 保育ができない状態である旨及びその期間が記載されたもの ○「 申立書(介護・看護)」
通学	○在学証明書 ○時間割が分かる資料
その他	個々の状況により必要書類が異なりますので、子育て健康福祉課へお問合せくだ さい。

[※] 就労証明書等の様式については、村ホームページからダウンロードできます。



(1) ならし保育について

保育所等での生活は、「ならし保育」から始まります。子どもが新しい環境に慣れていくために、短い預かり時間から少しずつ保育所等に慣らす「ならし保育」があります。短時間での預かりとなるため、職場等と事前に調整してください。

なお、ならし保育期間中も保育料は全額発生します。

(2)各種届出について

次のような場合、必ず届出が必要になります。

No.	届出の内容
1	勤務先・勤務時間・勤務日・就労内容等に変更があったとき
2	退職をするとき
	※ 連絡なく、仕事を辞めていた期間が発覚した場合は、退所していただきます。
3	住所・連絡先・氏名・家族構成が変わったとき
4	妊娠・出産する(した)とき
5	育児休業を取得するとき
6	市町村民税額が変わったとき

- 届出や手続きが正しく行われず、保育の必要性が確認できないときは、認定を取消し、 退所となる場合があります。
- 上記のほかにも各施設での手続きがあります。退所や欠席をする場合は、早めの連絡、 手続きをしてください。
- 届出に必要な書類を確認の上、入所している施設へ提出してください。 (村外の施設へ入所している方は、清川村子育て健康福祉課へ提出してください。)
- 認定の内容変更(保育の必要量等)について月末までに届出をすると、その翌月1日 から認定の内容を変更します。

(3) 現況調査について

保育認定で在籍している子どもがいる世帯については、年に一度、保育を必要とする事由を確認するための調査を実施します。施設を通して御案内(村外の施設へ入所している方はご自宅へ通知等を郵送)しますので、期日までに保育の必要性を証明する就労証明書等を提出してください。証明書等が提出されない、就労実態等(実績)を確認できない、虚偽の届出等が判明した場合は、認定の取消し、退所となる場合があります。

6. 保育料(利用者負担額)について

クラスは各年度4月1日現在の年齢で決定します。年度途中で3歳になり、3号から2号に切り替わった場合でも、その年度は保育料がかかります。

■ 0~2歳児のクラス

市町村民税非課税世帯の保育料は無償となりますが、その他の世帯(課税世帯)は、毎月、保育料の納付が必要となります。保育料は、保護者の市町村民税課税額に基づき算定され、入所した月の上旬に保育料決定通知が送付されます。利用しない日があっても減額はされません。

■ 3~5歳児のクラス

幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての世帯の保育料が無償化されました。ただし、 送迎に関する費用、行事開催に伴う一部の費用などは対象外です。

(1) 保育料の算定方法

保育料は、父母の市町村民税課税額の合算額を基に算定します。父母がいずれも非課税で、同居の祖父母(二世帯住宅を含む。)がいる場合は、祖父母のうち、税額の高い方の額を基に算定します。

なお、所得税の申告がなされておらず、課税額の確認ができない場合は、最高階層の保 育料として算定されますので御注意ください。

利用月	算定に使用する課税額
令和8年4月~令和8年8月	令和7年度の市町村民税所得割額
令和8年9月~令和9年3月	令和8年度の市町村民税所得割額

(2) 保育料(利用者負担額) 算定基準表(7ページ参照)

保育料は、課税額と保育必要量により区分されますが、施設区分によっての違いはありません。

(3)保育料の軽減

対象	軽減内容
兄弟姉妹で保育所等を利用している場合 (幼稚園等に在籍する兄・姉がいる場合 を含む。)	小学校就学前の子どものうち、最年長の子ども から数えて2人目は半額、3人目以降は無料
市町村民税所得割額57,700円未満の世帯	子どもの年齢にかかわらず最年長の子どもから 数えて2人目は半額、3人目以降は無料
市町村民税所得割額77,101円未満 のひとり親世帯、在宅障害者世帯等	子どもの年齢にかかわらず最年長の子どもから 数えて1人目は半額、2人目以降は無料

支給認定子どもに係る利用者負担額(2号認定及び3号認定)

※ 令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化により、第2号認定の利用者負担はなくなりました。

各月初日の在籍児童が属する世帯の階層区分		利用者負担額(月 額)				
階層	定義		3号認定(3歳未満児) 2号認定(3歳以上児)			3 歳以上児)
泊眉	正 義		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
А	生活保護法の規定	官による被保護世帯(単給世帯含む)	円	円	円	円
			0	0	0	0
В	市町村民税非課種	兑世帯 	0	0	0	0
C 1	市町村民税均等割		7,000	7,000	0	0
C 2	市町村民税所得	24,300円未満	8,300	8,100	0	0
C 3	割の額が次の区	24,300円以上48,600円未満	9,300	9,100	0	0
C 4	分に該当する世 帯	48,600円以上60,700円未満	11,000	10,800	0	0
C 5	- 113	60,700円以上72,800円未満	12,600	12,300	0	0
C 6	1	72,800円以上84,900円未満	14,000	13,700	0	0
C 7	1	84,900円以上97,000円未満	19,400	19,000	0	0
C 8	1	97,000円以上115,000円未満	22,800	22,400	0	0
C 9	1	115,000円以上133,000円未満	29,400	28,900	0	0
C 10		133,000円以上151,000円未満	34,900	34,300	0	0
C 11	1	151,000円以上169,000円未満	39,600	38,900	0	0
C 12		169,000円以上202,000円未満	42,900	42,100	0	0
C 13	-	202,000円以上235,000円未満	45,700	44,900	0	0
C 14	-	235,000円以上268,000円未満	47,300	46,400	0	0
C 15	-	268,000円以上301,000円未満	48,200	47,400	0	0
C 16	1	301,000円以上333,000円未満	51,900	51,000	0	0
C 17	1	333,000円以上365,000円未満	55,900	54,900	0	0
C 18		365,000円以上397,000円未満	60,000	58,900	0	0
C 19		397,000円以上	68,600	67,400	0	0

備考

- 1 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層が、C1からC3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、利用者負担額を1,000円減とする。
- (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養 しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた 者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3)教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯

7. 村内施設

民間認可保育所 社会福祉法人 白梅福祉会 あおぞら保育園



所在地 清川村煤ヶ谷2140-10

電 話 046-281-7350

FAX 046-281-7351

定 員 30名(0歳児3名、1歳児5名、2歳児5名 3歳児5名、4歳児6名、5歳児6名)

開所	標準時間
月~金	短時間
7:00~	7:00~18:00
7.00	8:30~16:30



小規模保育施設

社会福祉法人 白梅福祉会

おひさま保育園

所在地 清川村煤ヶ谷2140-11 (あおぞら保育園と隣接しています)

電 話 046-281-7711

FAX 046-281-7351 (あおぞら保育園と兼用)

定 員 6名(0歳児2名、1歳児2名、2歳児2名)

開所	標準時間
月~金	短時間
8:00~	7:00~18:00
6.00	8:30~16:30



※ 17 時以降及び土曜保育は連携施設であるあおぞら保育園と合同保育を行います。

〈清川村以外の保育所等利用を希望される方〉

勤務先又は引越し予定などの理由がある場合には、村外の保育所等への入所を希望できますが、申込みは住民登録をしている市町村で行います。申込みの受付期間や必要書類は市町村により異なりますので、事前に希望する保育所等のある市町村に申込締切日、必要書類、申込条件等を確認し、清川村の申込書を使用し、清川村子育て健康福祉課へ申込みください。